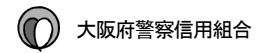


【商品概要説明書】



一般財形貯蓄

(令和6年6月24日現在)

商品名（愛称）		財産形成積立定期預金（エンドレス型）（一般財形貯蓄）
販売対象		個人のお客さま（年齢制限はありません。）
期 間		3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期にお預け入れいただきます。 解約又は中止のお申し出まで積立は継続されます。
預 入	預入方法	給与又は賞与から天引きによりお預け入れいただきます。 ※個別の預入明細ごとに「スーパー定期（3年もの）」としてお預りします。
	預入金額	1回あたり1,000円以上 ※天引き可能額 [給 与] 1,000円以上99,000円以内（1,000円単位） [賞 与] 1,000円以上（1,000円単位）
	預入単位	1円単位
払戻方法		解約時に元利金をまとめてお支払いします。（資金用途の制限はありません。） ※金額指定（1,000円単位）による一部支払が可能です。
利 息	適用金利	個別の預入明細ごとに預入（継続）日に店頭に表示する利率を適用します。 ※原則、月の初めに見直します。預入利率は満期日まで変わりません。
	計算方法	個別の預入明細ごとに、付利単位を1円とした1年を365日とする日割により計算します。
利子課税		20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
手数料		なし
リスクに関する事項		なし
付加できる特約事項		なし
中途解約時の取扱い		個別の預入明細ごとに、下記の「期限前中途解約利率」（小数点第4位以下切捨てます。）により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払いします。 [期限前中途解約利率] 6か月未満 解約日における普通預金の利率 6か月以上2年未満 約定利率 × 20% 2年以上2年6か月未満 約定利率 × 40% 2年6か月以上3年未満 約定利率 × 60%
利率情報の入手方法		利率は店頭の金利表示ボードに表示されます。

苦情処理措置・紛争解決措置	[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 ０６－６９４１－２００３ 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前９時～午後５時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：０６－６３６４－７６４４）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５
その他参考事項	転職、転勤、出向等によりお預け入れができなくなった場合、所定の手続きにより新たな金融機関において引き続きお預け入れすることができます。 この預金は、「財産形成積立定期預金規定」によりお取扱いします。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。